

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 9 | 健康管理に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 健康管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>当市は、予防接種法、母子保健法、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の予診票の発行を行う。また、任意接種であるが公費助成を行っている予防接種についての資格確認を行う。</p> <p>乳幼児の定期予防接種については原則全額公費助成のため自己負担金は発生しない。高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌は自己負担あり(生活保護受給者は費用免除)</p> <p>任意予防接種については、一定額を公費助成し、自己負担額が発生する。</p> <p>新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予診票の発行等を行う。</p> <p>母子保健法に基づき、妊娠届出を受けて、母子健康手帳の交付及び必要な保健指導を行う。妊娠届出は、窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領し、妊婦本人であることを確認する。</p> <p>養育医療の給付を受けようとする者の申請により、養育医療の必要性を判断し、給付の決定を行い、未熟児への保健指導を行う。</p> <p>妊産婦又は乳児もしくは幼児に対する健康診査を行い、受診勧奨及び必要な保健指導を行う。</p> <p>健康増進法に基づき、健康増進事業として実施する健康診査及びがん検診等の対象となる住民の確認を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)等を用いて、特例臨時接種として実施した予防接種の対象者名簿及び接種記録の管理を行う。・被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none">1. 健康管理システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. ワクチン接種記録システム(VRS)5. サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1) 予防接種ファイル (2) 母子保健ファイル (3) 健康診査ファイル (4) 養育医療給付ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ol style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項2. 番号法第19条第6号(委託先への提供) |

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|----------------|---|
| <p>①実施の有無</p> | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p> |
| <p>②法令上の根拠</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(102の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子保健包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|---|
| ①部署 | 健康推進部 健康推進課、母子保健課、こども支援部 こども家庭課 |
| ②所属長の役職名 | 健康推進課長、母子保健課長、こども家庭課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 佐倉市役所 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 佐倉市 健康推進部 健康推進課、母子保健課 住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2丁目27 電話: 健康推進課 043-485-6711 母子保健課 043-485-6712 佐倉市 こども支援部 こども家庭課(養育医療給付事務のみ) 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [10万人以上30万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年3月30日 | I. 3. 法令上の根拠 | ・別表第一省令第10条 | ・別表第一省令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I. 4. ② | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号) | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I. 4. ② | (別表第二における情報提供の根拠)に追加 | ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 (16の2の項) | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I. 4. ② | (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号ワ、第2号、第3号、第4号、第5号、第30条第7号、第44条第1号ワ、第2号、第3号、第4号、第5号 | (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第8号、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I. 4. ② | (別表第二における情報照会の根拠)に追加 | (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項) | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I. 4. ② | (別表第二省令における情報照会の根拠) :第13条第1号、第2号、第39条第1号、第2号、第3号 | (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第12条の3、第13条第1号、第2号、第13条の2第1号、第2号、第39条 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | I. 5. 2 | 健康増進課 青木 和義 | 健康増進課 花島 英雄 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | II. 1. いつ時点の計数か | 平成26年6月20日 時点 | 平成28年11月30日 時点 | 事後 | |
| 平成29年3月30日 | II. 2. いつ時点の計数か | 平成26年6月20日 時点 | 平成28年11月30日 時点 | 事後 | |
| 平成30年3月1日 | I. 5. 2 | 健康増進課 花島 英雄 児童青少年課 櫻井 理恵 | 健康増進課 島村 美恵子 児童青少年課 細井 薫 | 事後 | |
| 平成30年3月1日 | II. 1. いつ時点の計数か | 平成28年11月30日 時点 | 平成29年12月18日 時点 | 事後 | |
| 平成30年3月1日 | II. 2. いつ時点の計数か | 平成28年11月30日 時点 | 平成29年12月18日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月29日 | II. 1. いつ時点の計数か | 平成29年12月18日 時点 | 平成30年12月12日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月29日 | II. 2. いつ時点の計数か | 平成29年12月18日 時点 | 平成30年12月12日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月29日 | I. 5. 2所属長の役職名 | 健康増進課 島村 美恵子 児童青少年課 細井 薫 | 健康増進課長 児童青少年課長 | 事後 | |
| 令和2年1月17日 | I. 1. ② | <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、高齢者のインフルエンザ予防接種の予診票の発行を行う。また、任意接種であるが公費助成を行っている高齢者肺炎球菌予防接種、こどものおたふくかぜ予防接種についての資格確認を行う。</p> <p>乳幼児の定期予防接種については原則全額公費助成のため自己負担金は発生しない。高齢者インフルエンザのみ自己負担あり(生活保護受給者は費用免除)</p> <p>任意予防接種については、一定額を公費助成し、自己負担額が発生する。</p> <p>母子保健法に基づき、住民からの妊娠届を受けて、母子健康手帳の交付を行う。</p> <p>出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児の届出の受理と未熟児の訪問指導を行う。</p> <p>妊産婦や新生児・未熟児とその保護者の方を対象に、申し込みに応じて、保健婦や助産師・栄養士の家庭訪問により健康や育児についての相談や助言を行う。</p> <p>保護者からの申請に基づき、療育医療の必要性を判断し給付の決定を行う。給付を決定した場合は、療育医療券を申請者に交付し、かつ医療券に記載された指定医療機関にその旨を通知し、給付する。</p> | <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の予診票の発行を行う。また、任意接種であるが公費助成を行っている、こどものおたふくかぜ、大人の風しん予防接種についての資格確認を行う。</p> <p>乳幼児の定期予防接種については原則全額公費助成のため自己負担金は発生しない。高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌は自己負担あり(生活保護受給者は費用免除)</p> <p>任意予防接種については、一定額を公費助成し、自己負担額が発生する。</p> <p>母子保健法に基づき、住民からの妊娠届を受けて、母子健康手帳の交付及び必要な保健指導を行う。</p> <p>養育医療の給付を受けようとする者の申請により、養育医療の必要性を判断し、給付の決定を行い、未熟児への保健指導を行う。</p> <p>妊産婦又は乳児もしくは幼児に対する健康診査を行い、受診勧奨及び必要な保健指導を行う。</p> | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | I. 3. 1 | 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項 | 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------|--|--|------|-----------|
| 令和2年1月17日 | I. 3. 2 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 ・別表第一省令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 ・別表第一省令第54条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 ・別表第一省令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 ・別表第一省令第54条、67条の2 | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | I. 4. ② | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 (16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項 (26、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 (56の2の項) | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 (16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項 (26、87の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 (56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 (69の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 (115の2の項) | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | I. 4. ② | (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第8号、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 | (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | I. 4. ② | (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (70の項) | (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子保健包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (69の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (115の2の項) | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | I. 4. ② | (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第12条の3、第13条第1号、第2号、第13条の2第1号、第2号、第39条 | (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第12条の3、第13条第1号、第2号、第13条の2第1号、第2号、第38条の3、第39条 | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | I. 5. ① | 健康こども部 健康増進課、児童青少年課 | 健康こども部 健康増進課、児童青少年課、子育て支援課 | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | I. 5. ② | 健康増進課長、児童青少年課長 | 健康増進課長、児童青少年課長、子育て支援課長 | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | II. 1. いつ時点の計数か | 平成30年12月12日 時点 | 令和2年1月17日 時点 | 事前 | |
| 令和2年1月17日 | II. 2. いつ時点の計数か | 平成30年12月12日 時点 | 令和2年1月17日 時点 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|---|--|------|--|
| 令和3年1月26日 | I. 4. ② | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 (16の2の項) | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 (16の2、3の項) | 事前 | |
| 令和3年1月26日 | I. 4. ② | (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 | (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第2号、第12条の2の2、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2 | 事前 | |
| 令和3年1月26日 | I. 4. ② | (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2第1号、第2号、第3号、第12条の3、第13条第1号、第2号、第13条の2第1号、第2号、第38条の3、第39条 | (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2第2号、第12条の3、第13条第1号、第2号、第13条の2第1号、第2号、第38条の3、第39条、第59条の2 | 事前 | |
| 令和3年1月26日 | II. 1. いつ時点の計数か | 令和2年1月17日 時点 | 令和3年1月26日 時点 | 事前 | |
| 令和3年1月26日 | II. 2. いつ時点の計数か | 令和2年1月17日 時点 | 令和3年1月26日 時点 | 事前 | |
| 令和3年2月22日 | I. 1. ② | (事務の概要)に追加 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種の発行等を行う。 | 事前 | |
| 令和3年5月10日 | I 1. ② | (事務の概要)に追加 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 | 事後 | 事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用 |
| 令和3年5月10日 | I 1. ③ | (システムの名称)に追加 | 4. ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用 |
| 令和3年5月10日 | 3 | (法令上の根拠)に追加 | 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | 事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用 |
| 令和3年5月10日 | 5. ① | 健康こども部 健康増進課、児童青少年課、子育て支援課 | 健康推進部 健康推進課、母子保健課、こども支援部 こども家庭課 | 事後 | 重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年5月10日 | 5. ② | 健康増進課長、児童青少年課長、子育て支援課長 | 健康推進課長、母子保健課長、こども家庭課長 | 事後 | 重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年5月10日 | 8 | 佐倉市 健康こども部 健康増進課 住所:〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2丁目27 電話: 043-485-6711 佐倉市 健康こども部 児童青少年課(養育医療給付事務のみ) 住所:〒285-0825 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140 | 佐倉市 健康推進部 健康推進課、母子保健課 住所:〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2丁目27 電話: 健康推進課 043-485-6711 母子保健課 043-485-6712 佐倉市 こども支援部 こども家庭課(養育医療給付事務のみ) 住所:〒285-0825 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140 | 事後 | 重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年9月1日 | I、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | (②事務の概要)に追加 | 予防接種の実施後に、接種からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う | 事後 | 事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用 |
| 令和3年9月1日 | I、3. 個人番号の利用 | 1. (略) 2. (略) 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供) | 1. (略) 2. (略) 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | 法令の見直しによる整理であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年9月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | (略) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第2号、第12条の2の2、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2 (略) | (略) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (略) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第2号、第12条の2の2、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2 (略) | 事後 | 法令の見直しによる整理であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和4年1月13日 | II. 1. いつ時点の計数か | 令和3年1月26日 時点 | 令和3年10月31日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|------------------------|
| 令和4年1月13日 | Ⅱ. 2. いつ時点の計数か | 令和3年1月26日 時点 | 令和3年10月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年1月13日 | Ⅰ. 3 個人番号の利用※ 法令上の根拠 | <p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 ・別表第一省令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 ・別表第一省令第54条、67条の2</p> <p>3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> | <p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項</p> <p>2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価指針の改訂によるもの |
| 令和4年1月13日 | Ⅰ. 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2第2号、第12条の2の2、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第59条の2</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2第2号、第12条の3、第13条第1号、第2号、第13条の2第1号、第2号、第38条の3、第39条、第59条の2</p> | 削除 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針の改正によるもの |
| 令和4年1月13日 | Ⅰ. 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ | <p>佐倉市 健康推進部 健康推進課、母子保健課 住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2丁目27 電話: 健康推進課 043-485-6711 母子保健課 043-485-6712</p> <p>佐倉市 子ども支援部 子ども家庭課(養育医療給付事務のみ) 住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140</p> | <p>佐倉市 健康推進部 健康推進課、母子保健課 住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2丁目27 電話: 健康推進課 043-485-6711 母子保健課 043-485-6712</p> <p>佐倉市 子ども支援部 子ども家庭課(養育医療給付事務のみ) 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140</p> | 事後 | |
| 令和5年2月6日 | Ⅱ. 1.いつの時点の計数か | 令和3年10月31日 時点 | 令和4年10月31日 時点 | 事後 | |
| 令和5年2月6日 | Ⅱ. 1.いつの時点の計数か | 令和3年10月31日 時点 | 令和4年10月31日 時点 | 事後 | |
| 令和5年2月6日 | Ⅰ. 1. ②事務の概要 | 母子保健法に基づき、住民からの妊娠届出を受けて、母子健康手帳の交付及び必要な保健指導を行う。 | 母子保健法に基づき、妊娠届出を受けて、母子健康手帳の交付及び必要な保健指導を行う。妊娠届出は、窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領し、妊婦本人であることを確認する。 | 事後 | 重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表 |
| 令和5年2月6日 | Ⅰ. 1. ③ | (システムの名称)に追加 | 5. サービス検索・電子申請機能 | 事後 | 重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表 |
| 令和6年2月13日 | Ⅱ. 1.いつの時点の計数か | 令和4年10月31日 時点 | 令和5年10月31日 時点 | 事後 | |
| 令和6年2月13日 | Ⅱ. 2.いつの時点の計数か | 令和4年10月31日 時点 | 令和5年10月31日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和6年3月29日 | I.1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)等を用いて、特例臨時接種として実施した予防接種の対象者名簿及び接種記録の管理を行う。 ・被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事前 | |
| 令和6年3月29日 | I.3 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供) | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事前 | |
| 令和6年3月29日 | I.1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | こどものおたふくかぜ、大人の風しん | 削除 | 事後 | 適切な記載に修正 |